

平成24年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月23日(採決)

平成24年 第1回 定例会 会議録

日時 平成24年3月23日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	藤 和 義
教 育 長	郡 嶋 正 弘	総 務 課 長	城 戸 清 壽
財 政 課 長	中 山 博 之	会 計 課 長	村 瀬 治 邦
まちづくり課長	城 戸 安 行	税 務 課 長	芳 野 忠
住 民 課 長	藤 佳 光	国保健康課長	石 内 清 之
福祉環境課長	小 南 満 代	こども育成課長	松 尾 耕 志
栗の子保育園長	鮎 川 高 敏	産業観光課長	三 明 祐 治
建 設 課 長	藤 博 文	上下水道課長	安 河 内 正 邦
学校教育課長	松 田 秀 幹	社会教育課長	岡 節 子

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	主 事	高 濱 守 央
-----	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、3月12日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

また、町長より、議案第22号が提出されましたので、本日の議題といたします。

なお、各常任委員会の閉会中の調査結果はお手元に配付のとおりでございますので、御一読をお願いいたします。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

それでは、日程第1、議案の上程をいたします。

本日提出された議案は、お手元に配付のとおり議案第22号でございます。

それでは、町長に議案第22号の提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。本日提案しております追加議案第22号の説明をいたします。

議案第22号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本議案は、現委員であります淵上 茂氏が本年6月30日をもって任期満了となるため、新たに三浦勇二氏を同委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、三浦氏は、新任時における年齢基準である65歳を上回っておられるため、議会にお諮りする前に、法務大臣に対し上申書を提出しておりましたところ、推薦しても差し支えない旨の回答を得ましたので、本議会での追加提案をした次第でございます。

以上、慎重審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（今泉正敏君） ここでお諮りします。

本案は人事案件ですので、委員会への付託は省略し、後刻審議の上、採決を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第2、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)〔平成23年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について〕を議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長(荒牧泰範君) 報告いたします。

議案第2号

専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)

本案は、乙犬中園線・乙犬切通線整備事業、尾仲乙犬地区水害対策事業、また、一の瀧線整備事業及び農地災害復旧事業において、篠栗町平成23年度一般会計補正予算(第8号)を組むに当たり、議会を招集する余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分がなされたものであります。

いずれも年度内に支出を終わらせることが困難であるため、同法第213条第1項の規定により翌年度へ繰り越されるもので、同法第179条第3項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

繰越明許費は1億9,170万6,000円で、土木費において1億8,170万6,000円、災害復旧費において1,000万円がそれぞれ計上されております。

なお、当委員会は、議長を除く議員11名で構成されており、議長出席の上、委員会において慎重な審査がなされておりますので、詳細については省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり承認いたします。

終わります。

○議長(今泉正敏君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第2号は、委員長報告のとおり承認することに決定しました。

日程第3、議案第5号、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告します。

議案第5号

篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため、地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）が平成23年12月2日に、地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）が平成23年12月14日に公布され、それぞれ公布の日から施行されたことに伴い、篠栗町税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、

1. 法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う県と町の増減収を調整するため、県たばこ税の一部を町たばこ税に移譲するもので、現行、県たばこ税1,000本につき1,504円を860円に、町たばこ税1,000円につき4,618円を5,262円にそれぞれ644円の増減を行い、また、旧3級品相当についても、1,000本につき2,190円から2,495円へ305円引き上げられました。
2. 東日本大震災に係る雑損控除額等の特例適用年度が見直されています。
3. 緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率が改正され、県民税・町民税の均等割額がそれぞれ500円、合わせて年額1,000円が平成26年度から平成35年度までの間、引き上げられることとなっております。

(施行期日)

第1条 この条例は公布の日から施行する。

ただし、附則第9条の改正規定及び次条の規定は、平成25年1月1日から、また、第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日までに支払うべき退職手当等（この条例による改正前の篠栗町税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係るこの事業による改正前の篠栗町税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得税については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第6号、篠栗町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 報告いたします。

議案第6号

篠栗町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する

## 条例の制定について

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の一部施行及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第2項の規定により、所要の規定を整備するため、本条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容は、篠栗町公民館運営審議会委員の委嘱基準を定めるものです。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第7号、篠栗町立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 報告いたします。

### 議案第7号

篠栗町立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の一部施行及び図書館法（昭和25年法律第108号）第16条の規定により、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、図書館協議会委員の任命基準を定めるものです。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第8号、篠栗町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第8号

篠栗町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部を改正することに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容は、町営住宅への入居資格である同居親族要件を定めるものです。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。



質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第9号、篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告します。

議案第9号

篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により、下水道法（昭和33年法律第79号）の一部が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、公共下水道の認可制度廃止に伴い、当該条例第3条中「認可を受けた」を「策定した」に改めるものです。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（今泉正敏君）

ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第10号、篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 報告いたします。

議案第10号

篠栗町水道事業給付条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、当条例に規定する給水管の口径の増径に係る給水負担金の差額に特例措置を設けるため、本条例の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容は、一部のケースで改正前に給水を受けていた受益者が増径した場合に、新たに改正条例の規定による負担金の差額を納めなければならないことになることから、給水管の増径に係る負担金の差額に関する特例措置を設け、このようなケースで増径する場合に新たな追加負担を避けるための条例改正を行うものです。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今泉正敏君) 全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第11号、篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
松田委員長。

○総務建設委員会委員長(松田國守君) 報告します。

議案第11号

篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、消防組織法(昭和22年法律第226号)の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、消防組織法の規定を引用している引用条項の変更等でありまして、内容に関する変更はございません。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長(今泉正敏君) ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今泉正敏君) 全員賛成と認めます。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第12号、平成23年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)についてを議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めま

す。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

議案第12号

平成23年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億215万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ97億6,847万6,000円とするものです。

歳出の主なものは、防災行政デジタル無線整備事業費4億7,632万5,000円、減災基金積立金1億5,000万円、国民健康保険特別会計繰出金1億1,931万3,000円などの増額及び子ども手当1億4,131万6,000円、重度障害者医療費1,690万円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金5,440万8,000円などの減額があります。

歳入の主なものは、緊急防災・減災事業債4億4,700万円、防災対策事業債9,080万円、土地売払収入1,691万1,000円などの増額及び子ども手当国庫負担金1億3,574万5,000円、循環型社会形成事業債1,060万円、児童運営費保護者負担金924万6,000円などの減額があります。

繰越明許費補正は、ホームページ再構築業務費1,541万7,000円と防災行政デジタル無線整備事業費4億7,632万5,000円が追加されております。

地方債補正では緊急防災・減災事業債などの三つの起債が追加され、地域活性化事業債などの二つの起債の限度額が変更されております。

なお、詳細については、委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第13号、平成23年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

議案第13号

平成23年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

本議案は、既決の予算総額に歳入歳出それぞれ1,408万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,660万9,000円とするものです。

歳入において、国・県支出金及び一般会計繰入金等の額が確定されたことに伴い、歳出において財源更正及び共同事業拠出金1,323万1,000円が減額されたことなどが主なものです。

詳細については、委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第14号、平成23年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

議案第14号

平成23年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

本議案は、既決の予算総額から歳入歳出それぞれ2,701万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,784万1,000円とするものです。

歳入において、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金の額が確定されたことに伴い、歳出において、後期高齢者医療広域連合納付金2,651万円が減額されたことが主なものでございます。

詳細については、委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第15号、平成23年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

議案第15号

平成23年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正  
予算（第2号）について

本議案は、既決の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,198万円を減額し、歳入歳出予算をそれぞれ9億313万5,000円とするものです。

歳出の主なものは、流域下水道維持管理負担金480万円、公共下水道単独工事費100万円、流域下水道建設負担金618万円がそれぞれ減額され、歳入では、前年度繰越金が76万7,000円追加され、実績に伴い下水道使用料704万7,000円と下水道事業債570万円がそれぞれ減額されました。

詳細については、委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第16号、平成23年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2

号) についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

議案第16号

平成23年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について

本議案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の既決予定額からそれぞれ650万円減額し、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ4億8,510万2,000円とするものであります。

収益的支出の主なものは、第一・第二浄水場電力料200万円の減額、薬品費300万円の減額などがあり、収入において650万円、歳出調整されております。

また、予算第4条括弧書き中の損益勘定留保資金等の額1億6,726万7,000円を1億4,826万7,000円に改め、同条第4款に定めた資本的支出を1,900万円減額し、1億4,826万8,000円とするものです。

資本的支出の主なものは、町内一般改良工事費1,000万円と第二浄水場電気設備更新工事費900万円をそれぞれ減額するものです。

詳細については、委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）



○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第17号、平成24年度篠栗町一般会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

#### 議案第17号

##### 平成24年度篠栗町一般会計予算について

本議案は、平成24年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ98億47万1,000円とするものです。

歳出の主なものは、民生費において、子ども手当費6億9,314万2,000円、衛生費において、ヒブ並びに子宮頸がんワクチン等の予防事業委託料9,873万8,000円、商工費において、新吉野公園公衆トイレ建築工事費1,680万円、土木費において、4路線及び1地点分の道路改良工事費9,500万円、教育費において、クリエイト篠栗音響設備改修工事費3,452万6,000円や社会体育館施設整備工事費6,616万6,000円などの事業費と公債費では、平成14年度分の借換分11億580万円を含む22億1,588万4,000円が計上され、総予算対前年比11.8%増額の要因となっております。

また、他会計繰入金では、国民健康保険に2億2,070万8,000円、後期高齢者医療に9,676万円、公共下水道に2億2,623万円、それぞれの特別及び事業会計へ繰り出されます。

収入の主なものは、町税が前年比3,189万7,000円増の28億3,508万7,000円で、地方交付税が前年比2,495万9,000円減の25億470万6,000円、繰入金は、公共施設等整備基金ほか計3基金から3億5,000万円です。

地方債の限度額は17億980万円で、平成14年度分借換債を除くと6億400万円となります。

また、一時借入金の限度額は10億円となっております。

詳細については、委員全員による慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。  
終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

反対討論のある方。

4番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 議席番号4番の横山でございます。

私は、本議案に反対の立場で意見を申し上げます。

本議案に計上された予算のし尿処理費中、公共下水道整備に係る諸費の600万円は、平成6年9月21日に、福岡県環境整備事業協同組合連合会会長立ち会いのもと、旧糟屋8町の町長と粕屋環境整備事業協同組合連合会理事長との間で締結した覚書に従ったものであります。

しかし、町長は提案理由説明において、この覚書は当時の議会の議決を経ておらず、紙切れ同然の効力のないものであると、議会の議決を受けていない根拠を示すことなく主張されました。確かに、このような覚書を締結する際には、事前に議会の議決が必要であることは理解できます。しかし、当時の町長を批判するのであれば、当然、その根拠を示すべきだったと考えます。

さらに申し上げますと、たとえ議会の議決がなかったとして、そのことは環境整備業者の落ち度ではありません。彼らには議会の議決を受けたものであるかどうか、さらには議会の同意が必要であるかどうかなど知る由もありません。いわゆる善意の第三者であります。

何の瑕疵もない業者に対しても、この覚書が紙切れ同然だと伝えてあるのでしょうか。じん芥業務を新たな業者に委託しないと明記した覚書が無視し、議会の議決も経ないで、本年1月からじん芥業務に新たな業者を加えられたのも、この覚書に効力がないとの判断に基づく措置だったのでしょうか。

この覚書が有効か無効かの議論はともかく、ただ、私が申し上げたいのは、この覚書が無効であるとの考えであるなら、なぜ、この補償費の600万円を覚書に従って計上されたのかが理解できないという点であります。予算計上の根拠である覚書をみずから否定しておきながら、その覚書に添って計算された補償費が計上されている本予算案を到底認めることはできません。

したがいまして、本議案に反対いたします。

○議長（今泉正敏君） 次に、賛成討論のある方はいませんか。

次に、反対討論のある方。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第18号、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

議案第18号

平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について

本議案は、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,434万2,000円とするものです。

歳出の主なものは、保険給付費20億6,948万8,000円、後期高齢者支援金等3億5,619万9,000円、介護納付金1億4,159万5,000円、共同事業拠出金3億9,493万4,000円などがあります。

歳入の主なものは、国民健康保険税5億7,603万5,000円、国・県支出金9億9,439万5,000円、前期高齢者交付金6億5,892万5,000円、共同事業交付金4億1,976万7,000円などがあります。

また、一時借入金の限度額は5億円となっております。

詳細については、委員全員による慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第19号、平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

議案第19号

平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について

本議案は、平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計の総額を歳入歳出それぞれ3億4,446万9,000円とするものです。

歳出の主なものは、総務費3,272万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金3億1,074万4,000円などがあります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億4,770万1,000円、繰入金9,676万円などがあります。

また、一時借入金の限度額は1億円となっております。

詳細については、委員全員による慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第20号、平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

議案第20号

平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計予算  
について

本議案は、平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,116万3,000円とするものです。

歳出の主なものは、流域下水道維持管理負担金2億5,600万円、流域下水道建設負担金4,991万9,000円、公債費4億5,525万3,000円などがあります。

なお、流域下水道維持管理負担金は、平成24年度より1立方メートル当たりの単価が20円下がり100円に改正され、処理量4万トン減とあわせ5,600万円の減額となる見込です。

歳入の主なものは、下水道事業受益者負担金1,070万7,000円と下水道使用料4億492万円が見込まれ、一般会計繰入金2億2,623万円が予定されております。

地方債の限度額は、資本費平準化債を含め2億1,320万円です。

詳細については、委員全員による慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第21号、平成24年度篠栗町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

荒牧委員長。

○予算審査特別委員会委員長（荒牧泰範君） 報告いたします。

議案第21号

平成24年度篠栗町水道事業会計予算について

本議案は、平成24年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務予定量に即して収支の予定額を定めるものです。

第3条において、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ4億9,034万5,000円とするもので、収益的支出の主なものは、第一・第二浄水場電力料1,627万2,000円、福岡地区水道企業団受水費1億6,193万2,000円、企業債利息4,085万円などがあり、収益的収入において、水道使用料4億6,178万7,000円が見込まれております。

また、第4条において、資本的支出の予定額を1億5,758万8,000円とし、その主なものは、千代田団地配水管更新工事などの工事請負費が6,225万7,000円、企業債償還金9,111万円などです。

資本的収入の予定額は1,000円で、資本的支出に対して不足する額1億5,758万7,000円は損益勘定留保資金等で補填されるものです。

詳細については、委員全員による慎重な審査がなされておりますので、省略いた

します。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。  
終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第22号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案の説明を福祉環境課長に求めます。

小南福祉環境課長。

○福祉環境課長（小南満代君） それでは、議案第22号の御説明をいたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 : 糟屋郡篠栗町大字高田499番地1

ベントナヒルズ篠栗16-1305号

氏 名 : 三浦勇二

生年月日 : 昭和18年11月24日

平成24年3月23日提出

篠栗町長 三 浦 正

（提案理由）

人権擁護委員の洲上 茂氏が平成24年6月30日をもって任期満了・退任となり、後任の候補を推薦するためでございます。

次ページに履歴書及び経歴を記載しておりますので、御参照ください。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました

日程第21、選挙案第1号、選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

選挙案第1号を事務局長に朗読させます。

清原議会事務局長。

○議会事務局長（清原眞也君）

選挙案第1号

選挙管理委員及び補充員の選挙について

選挙管理委員及び補充員は、平成24年3月31日任期満了につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条の規定により、後任者それぞれ4人の選挙を求める。

平成24年3月8日

篠栗町議会議長 今泉正敏

（提案理由）

平成24年3月31日任期満了のため。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） お諮りいたします。

本案は、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員及び補充員を議会に



において選挙するものであります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で議長が指名することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたします。

選挙管理委員及び補充員の指名は、住所、氏名、生年月日の順に読み上げます。

まず、選挙管理委員に、

- ・篠栗町大字篠栗4979番地、井上佳彦、昭和12年1月3日
- ・篠栗町大字篠栗477番地2、葉山芳久、昭和16年3月27日
- ・篠栗町大字田中163番地4、栗須幸夫、昭和15年2月1日
- ・篠栗町大字尾仲1139番地1、井上桂悟、昭和23年12月27日

以上、4名を指名いたします。

続きまして補充員は、

- ・篠栗町大字篠栗2897番地、有隅恒雄、昭和15年1月19日
- ・篠栗町大字篠栗4396番地26、石川忠弘、昭和17年5月8日
- ・篠栗町大字津波黒618番地、高橋研一、昭和21年9月16日
- ・篠栗町大字乙犬1002番地1 ロワールマンション篠栗2-801号、  
加藤博志、昭和26年11月28日

以上、4名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しましたそれぞれ4名の方を選挙管理委員及び補充員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました井上佳彦氏、葉山芳久氏、栗須幸夫氏、井上桂悟氏の4名の方が選挙管理委員に当選され、補充員には有隅恒雄氏、石川忠弘氏、高橋研一氏、加藤博志氏の4名の方が当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の順序についてお諮りいたします。

選挙管理委員補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙管理委員補充員の順序は、有隅恒雄氏、石川忠弘氏、高橋研一氏、加藤博志氏、以上の順序に決定しました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選を告知します。

日程第22、陳情1号、看護師等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長(後藤百合子君)

陳情1号

看護師等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護  
を求める陳情書

本陳情は、福岡市博多区千代4丁目29-46 福岡県医療労働組合連合会執行委員長 武石節子氏より提出されたものであります。

なお、審査当日は、説明者として書記長の滝川 聡氏、書記次長の森川智之氏及び書記局員の江里憲子氏が出席されております。

主な陳情内容は以下のとおりです。

東日本大震災では、「医療崩壊」「介護崩壊」の実情が改めて明らかになり、医師、看護師、介護職員など、医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。

厚生労働省が2011年6月17日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交替制労働者等の勤務環境改善は喫緊の課題」としています。

震災からの復興、地域医療再生のためにも、特に、

1. 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。
2. 医療・社会保障予算をふやし、医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。
3. 国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

以上です。終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、陳情1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

日程第23、陳情2号、国民医療と国立病院の充実強化を求める陳情書を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

陳情2号

国民医療と国立病院の充実強化を求める陳情書

本陳情は、福岡市博多区博多駅前4丁目6番地7号 全日本国立医療労働組合福岡地区協議会議長 原 正勝氏により提出されたものであります。

なお、審査当日は、説明者として書記次長の東 耕平氏が出席されております。

主な陳情内容は、以下のとおりです。

国立病院は民間では困難な分野を担い、地域医療においても重要な役割を果たしています。しかしながら、医師・看護師不足や医療崩壊は震災以前から深刻な問題となっています。また、東日本大震災では、ライフラインの維持管理や給食など、病院運営を支える医療職以外の職員の重要性も浮き彫りになりました。

被災地における地域医療の再建とともに、大規模災害から国民の命を守るために東日本大震災における教訓を生かし、災害拠点病院などの新たな機能づけを含めて、全国ネットワークを持つ国立病院の機能強化を図ることが求められております。

1. 福岡県内の国立病院を縮小・廃止することなく充実強化を図ること。
2. 国立病院を運営費交付金の一律削除の対象から除外し、必要な予算を確保すること。
3. 国立病院を総人件費一律削減の対象から除外し、医師・看護師はじめ必要人員を確保すること。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、陳情2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

日程第24、陳情3号、携帯電話中継基地局の設置を求める陳情を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

陳情3号

携帯電話中継基地局の設置を求める陳情書

本陳情は、糟屋郡篠栗町大字若杉220-2 若杉霊峰会会長 合屋敏和氏ほか2名より提出されたものであります。

なお、審査当日は、若杉霊峰会会長 合屋敏和氏が出席されております。

本陳情の趣旨は、若杉山、米の山及び若杉楽園等において、登山者、居住者、現

場の作業等より、携帯電話が繋がらない場所が多く、携帯電話の使用に不便であると不満の声が多く聞かれ、また森林セラピー基地や森林スポーツフェスタの開催等、利用者がふえている中で、登山途中でのけが、健康状態の急変悪化、交通事故の発生時における緊急連絡もできない状況であり、遥拝堂売店が閉まった時間であれば、全く連絡方法がないのが現状とのことです。

住民の生命及び財産等を守る観点から、緊急連絡等の対応が可能となるよう、早急に携帯電話中継基地局設置について、地方自治法第125条及び篠栗町議会会議規則第94条第3項の規定により、携帯事業者に対して要請していただくよう求められたものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

なお、委員会として携帯電話事業者に対しての発議第1号、携帯電話エリア区域外における緊急時の連絡手段として、携帯電話が円滑に使用できるよう通信環境の整備を求める決議を本定例会に提出いたします。

以上。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、陳情3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定されました  
ここで、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、総務建設委員長から、会議規則第14条第3項の規定により、発議第1号、携帯電話エリア区域外における緊急時の連絡手段として、携帯電話が円滑に使用できるよう通信環境の整備を求める決議が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第1号、携帯電話エリア区域外における緊急時の連絡手段として携帯電話が円滑に使用できるよう通信環境の整備を求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を総務建設委員長に求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長(松田國守君) 説明いたします。

本決議案は、各通信事業者あて提出する要請決議でございます。朗読して提案にかえます。

貴職におかれましては、日ごろから篠栗町民の生活向上のため安定した情報通信サービス提供に御尽力されていることと深甚なる敬意を表するものであります。

さて、本町におきましては町域の70%が山林でありまして、平成20年に森林セラピー基地の認定を受け、若杉山、米の山及び若杉楽園等への登山者など、来町者が年々多くなっています。しかし、この地域に携帯電話が繋がらない場所が多く、登山者だけでなく地元住民や工事関係者からも不便さや不満の声が多く出ています。登山途中でのけが、健康状態の急変・悪化、交通事故の発生時における緊急連絡もできない状況で、数少ない売店などに駆け込み、公衆電話を利用することがたびたびであります。売店のないところや売店が閉まった時間では、全く連絡方法はないのが現状です。

以上のようなエリア区域外の住民の生命及び財産等を守るために、緊急時の連絡手段として、携帯電話が円滑に使用できる通信環境の整備が重要だと考えます。つきましては、下記エリア区域外に携帯電話中継基地局を早急に設置していただきますよう、要請いたします。

1、携帯電話中継基地局設置要請区域、若杉山、米の山及び若杉楽園等の圏外区域。

平成24年3月23日、福岡県糟屋郡篠栗町議会。

提出先は、株式会社NTTドコモ九州支社 執行役員九州支社長、KDDI株式会社コンシューマ営業本部 コンシューマ九州支店支店長、ソフトバンクモバイル株式会社九州技術部部長です。

皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいま提案理由の説明を受けました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

発議第1号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第25、継続審査 陳情2号、安全・安心な国民生活実現のため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所等の出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告します。

陳情2号

安全・安心な国民生活実現のため、地方建設業界の存続・  
発展と国土交通省の事務所・出張所等の出先機関の存続を  
求める意見書提出に関する陳情

本陳情は、福岡市東区名島3-24-10 国土交通省労働組合九州建設支部福岡国道分会分会長 松本 強氏より昨年12月議会に提出されて、総務建設委員会に付託を受け、継続審査とされたものであります。

その審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の過程の中で出された意見としまして、

① 国の出先機関が大きな働きをしたことは理解できるが、今の国の状況から考えると、無駄なものは見直し、改革はしなければならない。陳情の内容は、今の段階ではいろんな議論の一つと受け取るべきである。

② 国の出先機関が廃止されても、都道府県などの受け皿が追いつかない矛盾が

あると理解すべきだが、国土交通省の出先機関や財源等の移譲の全体が見えない今の段階で、拡充や存続といったことは求めがたいと考える。

③ 題目と陳情の内容にギャップがあるように思われる。国全体が厳しい中で、特定の業種だけを保護するというような論法は納得できない。

などの意見が出されました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成者がおりませんので、不採択とすることに決しております。

以上、本委員会に付託を受けました陳情に対する審査の経過並びに結果についての報告といたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、不採択です。

本案を採択することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成者なしと認めます。

よって、陳情2号は不採択とすることに決定されました。

日程第26、常任委員会所管事務の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。



本定例会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正君) 平成24年第1回定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

長期間にわたる討議、まことにありがとうございました。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてをはじめ、追加提案を含めまして人事案件3件、国が定めた「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第二次一括法に基づく関係条例の一部を改正する条例の制定など条例案7件、専決処分の承認を含む平成23年度補正予算、平成24年度当初予算等、上程いたしました21議案すべてにつきまして可決いただきましたことに感謝いたします。

開会あいさつの中でも申し上げましたが、本定例会の会期中、先の東日本大震災から1年という節目のときを迎えました。振り返りますと、私どもは、昨年3月14日に篠栗町と篠栗町議会が「『東日本大震災』支援に向けての決議」を全会一致で決議しました。平成21年の災害の際、全国各地から心温まる支援をいただいたことを記憶にとどめ、東日本大震災に対して、被災地支援のためにできる限りの行動を行うことといたしました。

私どもは、震災後1年を経過するに当たり、改めて東日本大震災の記憶を決して風化させてはならないという新たな決意のもとに、昨年の決議を読み返して行動に移さなければならないと考えております。議員各位におかれましても、何とぞよろしく願いいたします。

こうした中、大変ありがたい申し出を篠栗北中学校の生徒たちからいただきました。篠栗北中学校の生徒たちは、東日本大震災が発生して1年、自分たちでできる行動をみんなで起こそうとの思いで、昼休みなどに全校生徒が千羽鶴を折り、自分

たちの小遣いを節約して募金活動をいたしました。その義援金と千羽鶴をぜひとも被災地に届けてほしいと、3月21日に町に持参していただきました。

生徒たちは、自分たちも東日本大震災のことを決して忘れまいと必死なのでございます。私は大変感動いたしました。早速、この生徒たちの思いを関係の深い東松島市に伝えようと思っているところでございます。町民全体がこうした思いをつなげていただけるよう、ともに頑張ってもらいたいとの思いでいっぱいでございます。

さて、御審議いただきました中で、平成24年度当初予算については、起債の借りかえを除けば、実質的には平成23年度を下回る減額予算としております。とは申しましても、厳しい財政状況の中ではありますが、昨年度と同様、推進すべき事業には継続して予算を投入し、精いっぱいの積極予算となっていると認識しております。平成23年度に引き続き平成24年度におきましても、計画している取り組みの一つ一つが、まさに篠栗町の個性の創造につながっていくと確信しております。

国においては、大変ありがたいことに、地方交付税の額はおおむね平成23年度と同額を確保できるもようでございます。しかしながら、今後復興が具体化する過程で、新たな国の被災地への重点的な歳出等も考えられます。次年度以降の地方交付税が同様に確保され続ける保証はございません。また、現在、国において審議されております社会保障と税の一体改革の名のもとでの消費税引き上げ論議につきましては、並行して景気の維持・拡大の方策を具体化してほしいと願っているところでございます。

平成24年度におきましても、予算審議の際にいただいた貴重な御意見を十分踏まえながら、節約すべきところは節約し、また執行に当たって見直すべきところは補正案を議会に上程させていただきまして、議会のチェックのもとに粛々と行政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

3月限りで定年退職されます岡社会教育課長、鮎川栗の子保育園園長のお二方、早期退職をされます芳野税務課長のお三方には、長い間、行政職員としてのお勤め、大変御苦労さまでございました。

行政という柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全ういただきましたことに、この場をおかりいたしまして、私からも心から感謝申し上げます。

4月から新体制のもとに、町民の皆様「喜ばれて喜ぶ」行政運営を継続してまいりますので、今後とも何とぞよろしく願いいたします。

最後に、議会におかれましては、篠栗町の発展のために、引き続き行政のチェック機関としての御尽力を賜りますようお願い申し上げます。平成24年第1回定

例会閉会のあいさつといたします。

長期間にわたる御審議、まことにありがとうございました。

○議長（今泉正敏君） それでは、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成24年第1回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時12分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

---

篠栗町議会議員

草場 謙次

---

篠栗町議会議員

阿部 寛治

---